

茨城労働局発表
令和4年9月1日(木)

担当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	荻野 辰昭			
	室長補佐	中島 孝紀			
	電話	029-224-6216			

茨城県最低賃金は10月1日から時間額911円に 引上げ額は32円 -

茨城労働局長は、令和4年10月1日から茨城県最低賃金を32円引上げ、時間額911円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1. 茨城県最低賃金の改正については、本年7月1日、茨城労働局長（下角 圭司）から茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）に諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日、現行の時間額879円を32円引き上げて（引上率3.64%）、911円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、令和4年10月1日から茨城県最低賃金を32円引き上げ、時間額911円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

2. 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

3. 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（ ）。

支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294

（参考）

茨城県最低賃金の改正額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金改定額	822円	849円	851円	879円	911円
対前年度引上率	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%	3.64%
対前年度引上額	26円	27円	2円	28円	32円

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

【目安審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

目安を提示

地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

異議申出に係る
調査審議

決 定

決定の公示

効力の発生

関係労使から異議申出があった場合に開催